

## マイナンバーカード日曜交付のお知らせ

㊤12月12日(日) 9時～12時

### 【持参する物(必須)】

- ・カード交付の案内ハガキ ・通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

【持参する物(お持ちの方)】・住民基本台帳カード  
問住民課 ☎(57)4126

## 子育て世帯生活支援特別給付金のご申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し給付される給付金の申請を受け付けています。

### 【支給対象者】

#### 〈ひとり親世帯向け〉

- ①②③のいずれかに当てはまる方
- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
  - ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を支給されていない方
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給水準と同じになっている方
- ※①の方には支給済ですので申請不要です。

#### 〈ひとり親以外の世帯向け〉

- ①②の両方に当てはまる方(ひとり親世帯向けの給付金を受給された方を除く)
- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
  - ②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方  
または、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- ※夫婦など養育者が複数人いる場合、所得の高い方が支給対象者となります。
- ※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、対象の方には支給済ですので申請不要です。

【支給額】児童1人当たり一律5万円

【申請期限】令和4年2月28日(月)

※給付金や対象者の状況によって、支給にならない場合や申請に必要な書類が違いますので、詳細については町ホームページの上記給付金のページをご覧ください。また、申請書やお問い合わせ先は、

問住民課 ☎(57)4141

## 自分たちの町は自分たちで守る！ 消防団員募集中

消防団とは、その地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成される町の消防機関です。

一人ひとりが、それぞれの仕事を持ちながら「自分たちのまちを自分たちで守りたい」という心で様々な活動を行っています。消火活動や救助活動だけでなく、火災を起こさないための防火活動や応急手当の知識や技術などをより多くの人に習得してもらうための普及活動など誰にでもできることがたくさんあります。

### 【入団資格】

- 町内に居住、または勤務する男女
- 年齢は18歳以上の方

### 【活動内容】

- 火災予防活動 ○火災消火活動 ○水防活動
- 災害地における消防活動
- 定期的な消防団員として必要な教育及び訓練

### 【待遇】

- 報酬  
野木町特別職の非常勤職員となり、階級に応じた年俸(一般団員で年額6万1千円)
- 退職報償金制度  
勤務年数により支給(一般団員5年で20万円)
- 公務災害補償制度 ○研修制度
- 被服貸与 ○表彰制度

### 【受付期限】

令和4年2月1日(火)まで  
問総務課 ☎(57)4112

## 町の情報や話題を発信中です！



野木町公式ツイッター ⇒



野木町公式フェイスブック ⇒



野木町公式ホームページ ⇒

